令和８年８月から
高額療養費制度が
見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の**医療費については、保険者から還付を受けること**ができます。

※年間とは８月から翌年の７月までをさします

年間上限額の新設 により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで **「多数回該当」** に該当しなかった方
- 見直しにより **「多数回該当」** の対象から外れる方
- 現在、**毎月高額療養費を利用している方**
- 極めて **高額な医療を受けた方**

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
（区分ウ：年収約 370 万円～約 770 万円）の場合

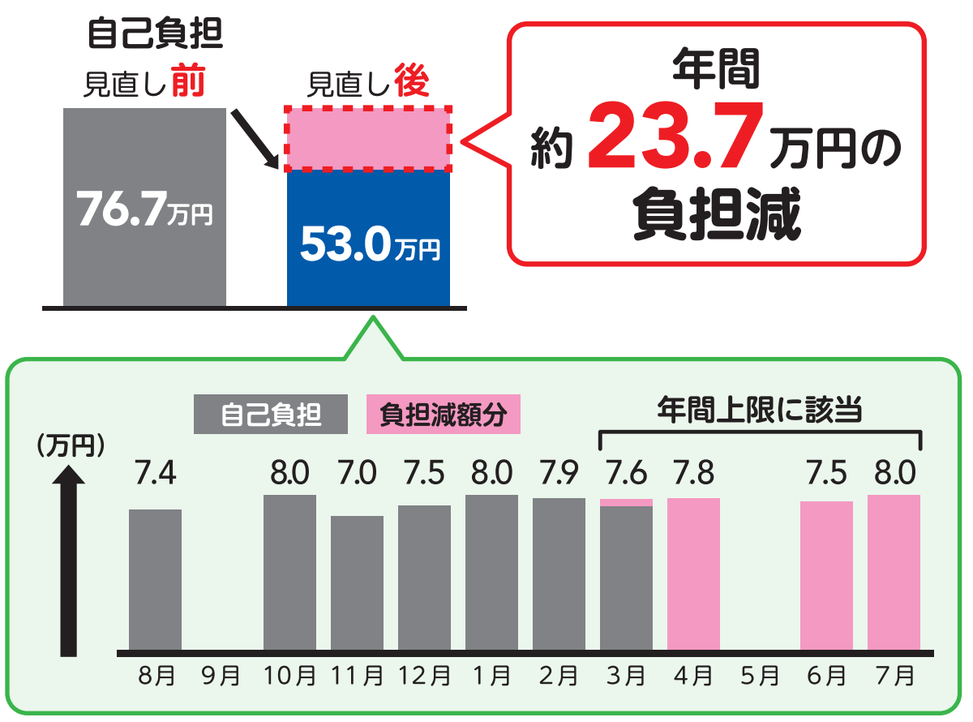

ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

●多数回該当

直近 12 か月以内に３回以上、上限額に達した場合、４回目から上限額が下がります。

●外来特例（70 歳以上で現役並み以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター
0120-617-111
においても承っております。
※対応時間：月曜日～土曜日　９時～ 18 時（日曜日・祝日・年末年始は休業）
※運用期間：令和８年７月～令和９年３月

詳しくはこちらから

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare